

## 第4章 整備活用の基本方針とゾーニング

### 1. 整備活用の基本目標・基本方針

整備活用の基本目標・基本方針は、『史跡大友氏遺跡保存管理計画書』にて設定済みであり、ここに再掲する。

#### (1) 基本目標

大友氏遺跡の整備活用を通じて、中世豊後を治めた大友氏の個性と魅力を伝えつつ、市民の根底に流れるコスモポリタニズムやチャレンジ精神の更なる覚醒を促し、県都大分の新しい文化創造の活力を生み出していけるよう、基本目標を設定する。

#### 基本目標

南蛮文化発祥都市おおいたの  
創造・体感・発信 拠点

アジアとヨーロッパの文化が出会った戦国時代の豊後府内は、東西の文化が融合した「南蛮文化」の花開いた都市であり、今は大友氏遺跡として残されている。このため、大友氏遺跡の整備活用は、調査研究成果の公表とともに、南蛮文化発祥都市として往時の賑わいや壮大さを感じられるような、幅広い取り組みを目指すものとする。

同時に、中心市街地に近接するという立地を活かし、緑豊かなオープンスペースや多様な創造的活動を育む場所としての意義を備えながら、近隣の文化施設や観光施設と連携して新たな賑わいを生み出していく、文化・観光の拠点としての役割を持つものとする。さらには、積極的にアジアやヨーロッパへの道を拓いた大友宗麟の姿勢にならい、様々な「おおいたブランド」を世界規模で情報発信する拠点としての役割も担うものとする。

宗麟の国づくりの原動力となった「進取」の精神を、現代におけるふるさと大分の「まちづくり」と「ひとづくり」に受け継ぎ、大分市民が世界に、そして未来へ誇れる郷土のシンボルとなるような歴史公園づくりを目指す。

## (2) 整備活用の基本方針

### 空間体験

大友氏遺跡を含む中世府内のまちの様子が理解できる、空間体験の場所となるよう整備を行う。発掘された庭園や建物について復元や解説を行うとともに、年中行事の再現や発掘調査の公開を行うなど、現地を訪れて体験することで得られる臨場感を大切にした活用に取り組む。

### 情報発信

豊後府内や大友氏遺跡に関する情報を集約し発信することで、現地見学の円滑な誘導案内と、歴史学習・学校教育に役立てる。  
さらには、市内の歴史文化や観光情報、南蛮文化に関する情報、大友氏遺跡に関わる市民活動などの最新の大分市の情報も取り入れ、来訪者の要望に応じた幅広い情報提供を実現する。

### 緑の広場

大分市の中心部にあって、市民に安らぎと潤いを与え、かつ歴史性を感じさせる緑豊かな空間を創出する。  
多目的に利用できる広場を整備し、市民の日常的な公園利用が行えるようにする。

### 交流・賑わい

人々の交流の場、市民活動を育成する場、文化創造の場と位置付け、大友氏遺跡から新たな文化と賑わいを生み出すための整備と活用を推進する。  
地域の歴史にちなんだイベント開催、大分発祥の文化活動の復活などを検討するほか、観光資源としての利用も想定した整備を行い、地域づくりの一翼を担うものとする。

### 導入・回遊

市内外の多様な来訪者を想定し、大分駅・周辺主要道からのアクセスを考慮した駐車場整備や公共交通利用の利便性向上を図る。  
近隣地域の歴史資源等を見学する際の、回遊ルートの起点あるいは結節点としての役割もあわせて担うものとする。

## 2. 整備ゾーニング

大友氏遺跡の第1期整備対象範囲におけるゾーニングと整備の考え方については、以下のとおりとする。

### (1) 歴史体験（復元）ゾーン

大友館の中核に該当する政治・儀式の空間と、大友館の北東側に位置する南北道路沿いの唐人町は、ともに大友氏遺跡の特徴をあらわす主要な場所であることから、積極的に復元整備を行い、空間体験を通じた歴史学習の場としての公開活用を目指す、「歴史体験（復元）ゾーン」とする。これまでの調査成果によって大友氏館跡の変遷は6つの時期に区分されており、整備にあたっては遺跡の最盛期と位置付けられるV期（1573-1586年頃）の遺構を復元対象とする。

大友氏館跡においては、中心部から南東部および北東部の一部にかけての空間に、文献史料に記載された主要施設（大おもて・対面所・舞台・楽屋等）が想定される中心建物域、大門までの広場域、庭園域が含まれる。今後の発掘調査に基づき建物・庭園・堀・溝等の遺構の規模や形状を確認・検証し、当時の用途・機能がわかるよう復元整備を行うものとする。

唐人町跡については、これまで遺構の確認は部分的であるが、町屋が複数棟立ち並ぶ姿が想定されていることから、これらを復元して町並空間を表現する。復元した建物内部には、かつての暮らしの様子を検討し展示することで、府内町の賑わいを再現する。

なお、大友氏館跡・唐人町跡の歴史体験（復元）ゾーンは、基本的には昼間のみの公開とし、夜間は閉鎖する。また、庭園域は早期公開を行うものとする。



図 4-1 大友氏館跡・唐人町跡の第1期整備対象範囲のゾーニング

## (2) 遺構表現ゾーン

西建物域と北建物域は、発掘調査に基づき、遺構配置を平面的に表示する「遺構表現ゾーン」とし、大友氏館跡の歴史体験（復元）ゾーンとともに大名屋敷の壮大さを体験する場として公開活用する。

政治・儀式の空間である館東側に対して、日常的な生活空間としての機能が想定される西建物域は、これまで調査があまり行われていないことから、遺構の配置を確認するための調査を実施し、検出された遺構を平面的に表示する。ただし、建物等の重要な遺構が良好に確認された場合は立体的な整備手法も検討し、中心建物域との空間の連続性を表現する。また、整備対象とする遺構は、歴史体験（復元）ゾーンと同じくⅤ期の遺構を基本とするが、Ⅴ期以外の重要な遺構が確認された際は、平面表示の仕様を変えて表現するなど、整備方法を検討する。

北建物域は、文献史料の記載から中心建物域の政治・儀式の空間とは性格の異なるエリアが想定される。北建物域も西建物域と同様に、今後遺構の配置を確認するための調査を行い、建物遺構等を平面的に表示し整備する。

なお、中期整備の終了後においても、学術的観点から更なる調査が必要と判断された場合には、別途調査計画を立案の上、発掘調査を実施する。その対象は、大友氏館内の未調査部分とするが、主に遺構表現ゾーンが想定される。発掘調査を実施する際には、調査現場の公開を行うほか、体験の場としても積極的に活用する。

## (3) アプローチゾーン

アプローチゾーンは、利便施設地区から史跡地区へと入る際の導入部かつ大友氏館跡の外周であるため、歴史公園にふさわしい景観を整えるゾーンとする。具体的には、①大友氏館跡の東外郭及び国道10号歩道部（東外郭～唐人町跡に接する区間）、②大友氏館跡南外郭と線路敷ボードウォーク広場に挟まれた範囲（主として利便施設Bの東半分）、③庭園域とJR日豊本線高架との間、④大友氏館跡北外郭と利便施設Aとの間、⑤利便施設Bから直接通路との間が該当する。

大友氏館跡の外郭のうち、南外郭と東外郭（大門・小門等を含めて）は、発掘調査に基づき復元する方針とする。北外郭は、唐人町跡との境界部分は復元するが、利便施設Aと接する部分は遺構の平面表示等の手法を検討する。復元した外郭の塀・門は、歴史公園としての管理上の塀・門を兼ねるものとする。ただし、南外郭のJR日豊本線高架にかかる範囲と、北外郭の西半部から西外郭の南半部にかけての範囲は、生垣や柵等を用いて歴史公園の境界を区切るものとする。

### ①東外郭及び国道10号歩道部

国道10号は府内町の中心的な南北道路と重なり、東外郭には大門が想定されている。そのため、東外郭及び国道10号歩道部は、大友氏館跡の正面性を示す重要な位置にあたり、歴史公園におけるメインの導入部として位置付ける。このことから、東外郭の復元に併せて、南北道路はその範囲がわかるよう舗装面に表示することとし、東外郭の外側と国道10号歩道部とが、一体的な歩行空間となるよう整備

手法を検討する。2か所確認されている木戸跡のうち、唐人町跡に面して保存されている木戸跡は表現等を工夫して表示できるよう道路管理者と調整を図るものとし、東西道路と交差する「辻」として表現する。東外郭に面する木戸跡は舗装上にその位置を表示する。

## ②南外郭と線路敷ボードウォーク広場に挟まれた範囲

利便施設Bの南側は、都市計画道路六坊新中島線と線路敷ボードウォーク広場を經由してJR大分駅からの来訪者を想定したアプローチゾーンであり、線路敷ボードウォーク広場と南外郭周辺の間を景観を整え、西建物域への出入口を設定する。南外郭の整備区間において門の位置が確認された際はその位置を出入口とする。また、南外郭の景観を遮るような施設の設置は極力避けることとする。

## ③北外郭と利便施設Aとの間

大友氏館跡と利便施設Aとの間は、国道10号の北側からの来訪者を想定したアプローチゾーンであり、北外郭は2条の溝の地形的復元、または平面表示を検討する区間とする。また、北外郭に沿って東西道路が想定されており、今後の発掘調査によって確認された道路跡の形状は舗装等で表示する。

## ④利便施設Bからの直接通路

利便施設Bから西建物域への通路は、直接的な大友氏館内へのアプローチゾーンであり、施設利用者等が気軽に大友氏館を体感でき、日常的に利用しやすい空間を演出する。

## (4) 歴史文化観光拠点施設ゾーン（旧称「学習交流施設」ゾーン）

「史跡大友氏遺跡保存管理計画書」では、利便施設として学習交流施設を整備する方針が示されたが、中期整備では、学習交流施設を市内の歴史・文化観光の拠点となる「歴史文化観光拠点施設」として新たに位置付ける。

歴史文化観光拠点施設を整備するゾーンには、利便施設Bを含むものとし、史跡ガイダンスや資料展示等を行う歴史拠点としてだけでなく、学習スペースや親子で過ごせるスペースを設けた文化拠点、レストラン・カフェ等の飲食施設や、地元物産のPR・販売を行う賑わいの拠点としての役割も担い、多くの来訪者が集い、交流できる空間づくりを目指す。

## (5) 案内・駐車場ゾーン

歴史公園の導入部として駐車場やトイレ・休憩施設等を整備するゾーンであり、2つの地区を設定する。それぞれ駐車場・駐輪場・トイレ・案内板・休憩施設等を整備して、来訪者が円滑に見学できるようにする。

## (6) 広場ゾーン

### ①大友氏館跡北西域

市道顕徳8号線と9号線に囲まれた大友氏館跡の北西域は、これまで調査が行わ

	トイレ・休憩施設等の配置	保護すべき遺構と整備における表現方法
利便施設 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場(身障者用含む)、駐輪場</li> <li>・ トイレ、休憩施設</li> <li>・ 案内板</li> <li>・ 管理棟(唐人町跡への出入口管理や物販等の機能を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北外郭に沿う東西道路跡。未確認であるが、遺構が確認された場合は、南北道路と同様の仕様にて表示する。</li> </ul>
利便施設 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場(身障者用含む)、駐輪場</li> <li>・ トイレ、授乳室、休憩施設</li> <li>・ 総合案内板</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西外郭の復元整備。(南外郭とのコーナー部について復元を検討する。)</li> </ul>

れていないエリアであるが、日常的な生活空間の一部であったと想定される。北西地域は、遺跡解説を行いかつ地域活動にも利用しやすい、憩いの広場として利用を優先するゾーンとする。史跡内の雰囲気と調和した修景植栽や小規模なベンチ等の休憩施設を配置する。このため、館跡全体の空間配置を確認するための調査は第1期整備として行うが、平面的な遺構の表示にとどめる整備とする。

### ②旧万寿寺地区（基盤整備）

旧万寿寺地区は、現行の多目的広場を利用して、多様なイベントや学習機会を提供する場として公開を継続する。また、第1期整備においては、既に公有化が完了している県道庄の原佐野線の北側と南側に位置する土地の基盤整備を行うとともに、多目的広場と大分川堤防の間にある未指定地についても指定・公有化を進め、公有化後には基盤整備を行って多目的広場と一体で公開・活用を図る。

なお、基盤整備対象範囲については、来訪者に遺跡への理解を促すよう説明板等を適宜設置する。

### ③推定御蔵場跡（基盤整備）

推定御蔵場跡のうち公有化済みの部分については、遺跡に関する説明板の設置を行うとともに、イベントや地域活動で活用できるようにするため、土地の基盤整備を行う。

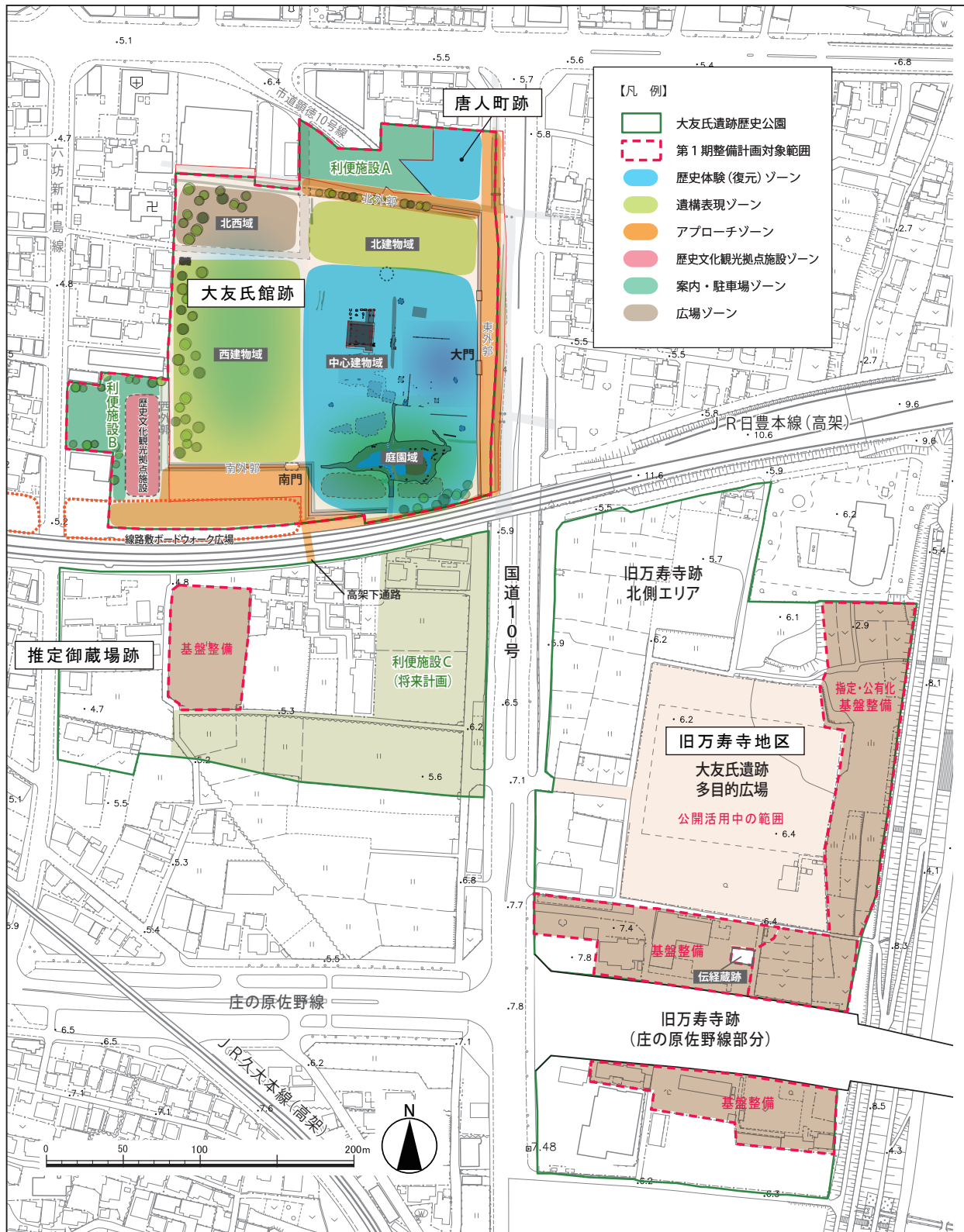


図 4-2 大友氏遺跡の第1期整備ゾーニング



図 4-3 第1期整備ゾーニング (拡大図)